

## 議第27号

呉市税条例及び呉市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

呉市税条例及び呉市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市税条例及び呉市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

(呉市税条例の一部改正)

第1条 呉市税条例(昭和25年呉市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第65条中「後60日」を「後3月を経過する日」に、「60日以内」を「3月以内」に改める。

(呉市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第2条 呉市固定資産評価審査委員会条例(昭和26年呉市条例第74号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「よつて」を「よって」に改める。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「よつて」を「よって」に改め、「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第13条第1項」を「行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第3条第1項」に、「添付しなければならない」を「添付しなければならない」に改め、同条第4項中「よつて」を「よって」に改め、同条第5項中「添附書類」を「添付書類」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条第2項中「あつた」を「あった」に改め、ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

4 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

第8条第6項中「先だつて」を「先立って」に改め、同条第8項中「行つた」を「行った」に改める。

第9条第2項中「行つた」を「行った」に改める。

第11条第1項中「においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

(1) 主文

(2) 事案の概要

(3) 審査申出人及び市長の主張の要旨

(4) 理由

第11条第2項中「もつて」を「もって」に改める。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(提案理由)

行政不服審査法の全部改正等による地方税法の一部改正に伴い、固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査等に係る所要の規定の整備を行うため、この条例案を提出する。